

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料1-4
提出年月日	令和5年2月22日

泊発電所3号炉 今回提出の審査資料に対する記載適正化予定リスト
有毒ガス防護について

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
1	有毒ガス防護	—	比較表-10	東海第二欄の水色ハッチングを削除する。
2	有毒ガス防護	—	比較表-34	比較表-34の下から2段落目の泊の記載における相違理由にて、（女川とは相違無し）とした箇所について、東海第二欄に以下の女川の記載を追記する。 【女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）より引用】 敷地内固定源の調査の結果、スクリーニング評価を必要とする敷地内固定源はないことを確認した。
3	有毒ガス防護	—	比較表-34	比較表-34の最下段落の泊の記載における相違理由にて、（女川とは相違無し）とした箇所について、東海第二欄に以下の女川の記載を追記する。 【女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）より引用】 なお、確認に当たっては、別紙5に示すとおり設備の配置、堰の有無等を考慮し、有毒化学物質が貯蔵施設から流出した際に、他の有毒化学物質等と反応して発生する有毒ガスについても考慮した。また、重要操作地点については、別紙6に示すフローに従い、選定した。
4	有毒ガス防護	—	比較表-35	以下の誤記を修正する。（下線部参照） （旧） <u>査調</u> （新） <u>調査対象外</u> ※2
5	有毒ガス防護	—	比較表-43	第3.1.2-1表 敷地内可動源の調査結果（1/2）における、「※1：輸送先については、代表例を記載」については、相違理由に（島根とは相違無し）を追加し、東海第二欄に以下の島根の記載を追記する。 【島根原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和3年9月6日提出版）より引用】 ※1：輸送先については、代表例を記載
6	有毒ガス防護	—	比較表-56	第3.2-2表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方（3/3）（ヒドラジン）における相違理由に（先行PWRとは相違無し）を追記し、東海第二欄に伊方の記載を追記する。 【伊方発電所 3号炉 有毒ガス（令和元年10月15日提出版）より引用】 第3.2-2表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方（3/4）（ヒドラジン）
7	有毒ガス防護	—	比較表-61	相違理由欄にて、スクリーニング評価対象の相違とした箇所に（女川と同様の記載）と追記し、東海第二欄に女川の記載を追記する。 【女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）より引用】 なお、スクリーニング評価が必要な敷地内固定源及び敷地内可動源は存在しなかったことから、重要操作地点に対する評価及び敷地内可動源に係る評価は実施していない。

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
8	有毒ガス防護	別添16, 別紙7-2-1	比較表-87, 319	敷地内可動源からの有毒ガス防護に係る連絡体制について、以下の通り記載を適正化する。 (旧) : 全体指揮者 (新) : 連絡責任者
9	有毒ガス防護	—	比較表-87	相違理由欄にて(島根と同様の記載)とした箇所について、東海第二欄に以下の島根の記載を追記する。 【島根原子力発電所 2号炉 有毒ガス(令和3年9月6日提出版)より引用】 通信連絡設備は、現在申請中の新規制基準適合性審査における方針に従い、設計、設置することにより設置許可基準規則(設置許可基準規則第35条, 第62条)への適合性を図る。 設置許可基準規則第35条, 第62条の通信連絡設備は、以下の設計方針とすることとしており、有毒ガスが発生した場合に当該設備を使用しても、基準適合性審査に影響を与えるものではない。
10	有毒ガス防護	別添19	比較表-90, 91	以下の誤記を修正する。(下線部参照) (旧) 別紙7-1 (新) 別紙8-1
11	有毒ガス防護	—	比較表-91	相違理由欄にて(島根と同様の記載)とした箇所について、東海第二欄に以下の島根の記載を追記する。 【島根原子力発電所 2号炉 有毒ガス(令和3年9月6日提出版)より引用】 なお、通信連絡設備は、可動源の対応同様に、現在申請中の新規制基準適合性審査における方針に従い、設計、設置することにより設置許可基準規則(設置許可基準規則第35条, 第62条)への適合性を図る。
12	有毒ガス防護	—	比較表-142	「表1 届出情報の開示請求を実施する法律の選定結果」の※4における相違理由に(島根と同様の記載)を追記し、東海第二欄に以下の島根の記載を追記する。 【島根原子力発電所 2号炉 有毒ガス(令和3年9月6日提出版)より引用】 ※4 都市ガスに係る法律。発電所から10km 圏内に都市ガスはないため対象外とした。
13	有毒ガス防護	—	比較表-142	「表1 届出情報の開示請求を実施する法律の選定結果」の※5における相違理由に(島根と同様の記載)を追記し、東海第二欄に以下の島根の記載を追記する。 【島根原子力発電所 2号炉 有毒ガス(令和3年9月6日提出版)より引用】 ※5 島根原子力発電所の最寄りの石油コンビナート等特別防災区域は水島臨海地区、福山・笠岡地区であるが、敷地外固定源に係る調査対象範囲外であることから対象外とした。
14	有毒ガス防護	—	比較表-149	「表1 固体又は揮発性の乏しい物質の抽出結果」の※1の相違理由に(島根と同様の記載)を追記し、東海第二欄に以下の島根の記載を追記する。 ※1 : 市販の次亜塩素酸ナトリウムは約5%であり、床等の消毒のため0.02~0.1%程度に希釈し使用される。 (広島市 健康福祉局 衛生研究所 生活科学部資料 http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1265935032756/index.html)
15	有毒ガス防護	—	比較表-151	「表4 エアロゾル(ミスト)に対する検討結果」の表題を次ページに移す。

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
16	有毒ガス防護	—	比較表-152	相違理由にて、（先行PWRとは相違なし）とした箇所について、東海第二欄に以下の伊方の記載を追記する。 【伊方発電所 3号炉 有毒ガス（令和元年10月15日提出版）より引用】 加圧状態で保管されているのは蓄圧タンクのみであるが、蓄圧タンクは格納容器内に設置されているため、エアロゾルが大気中に多量に放出されるおそれがあるものはない。
17	有毒ガス防護	—	比較表-161	防護判断基準値に係る相違理由に（女川とは相違無し）を追記し、東海第二欄に女川の記載を追記する。 【女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）より引用】 また、防護判断基準値が78倍以上高いことを考慮すると、影響は小さい。
18	有毒ガス防護	—	比較表-169	風速測定対象及び平均値を算定したことに係る相違理由に（伊方とは相違無し）を追記し、東海第二欄に伊方の記載を追記する。 【伊方発電所 3号炉 有毒ガス（令和元年10月15日提出版）より引用】 測定は、測定対象毎に複数点行い、平均値を算定した。
19	有毒ガス防護	—	比較表-170	風速測定結果に係る相違理由に（伊方とは同様の記載）を追記し、東海第二欄に伊方の記載を追記する。 【伊方発電所 3号炉 有毒ガス（令和元年10月15日提出版）より引用】 建屋内の風速は、いずれの測定対象においても、最大でも0.2m/sであり、屋外風速に対して、十分小さかった。
20	有毒ガス防護	—	比較表-170	表1 建屋内における風速測定結果の※1に係る相違理由に（伊方とは同様の記載）を追記し、東海第二欄に伊方の記載を追記する。 【伊方発電所 3号炉 有毒ガス（令和元年10月15日提出版）より引用】 ※1 測定器の検出下限値は0.1m/sである。測定は複数点行い、風速の算定にあたっては、検出下限未満の場合は0.1m/sとして平均値を算出。
21	有毒ガス防護	—	比較表-174	相違理由にて、（伊方と同様）とした箇所について、東海第二欄に以下の伊方の記載を追記する。 【伊方発電所 3号炉 有毒ガス（令和元年10月15日提出版）より引用】 評価結果は、表3に示すとおりであり、いずれの建屋においても、抑制効果が期待できる。
22	有毒ガス防護	—	比較表-177	相違理由にて、「運用停止予定のタンクは評価していない」とした箇所について、（伊方と同様の記載）を追記し、東海第二欄に以下の伊方の記載を追記する。 【伊方発電所 3号炉 有毒ガス（令和元年10月15日提出版）より引用】 ※1 1, 2号タービン建家濃ヒドラジンタンクは、1, 2号炉廃止に伴い、使用予定がないため抜き取り予定。
23	有毒ガス防護	—	比較表-177	相違理由にて、（先行PWRとは相違無し）とした箇所について、東海第二欄に以下の伊方の記載を追記する。 【伊方発電所 3号炉 有毒ガス（令和元年10月15日提出版）より引用】 2, 3号炉格納容器蓄圧タンクは、漏えい時には格納容器内に留まることから考慮不要である。

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
24	有毒ガス防護	—	比較表-178	相違理由にて、（玄海とは相違無し）とした箇所について、東海第二欄に以下の玄海の記載を追記する。 【玄海原子力発電所 3号炉及び4号炉 有毒ガス（2019年10月15日）を引用】 ※2 自然換気の排気口の面積約240m ² に対して、排気口付近の風速は0.5m/sより大きく、換気量としては約120m ³ /s以上となる。
25	有毒ガス防護	—	比較表-184	最下段の「※：1，2号炉タービン建屋のヒドラジン原液貯蔵タンクは、使用予定がなく運用停止予定のため記載していない。」を赤字とし、相違理由欄に運用の相違を追記する。
26	有毒ガス防護	—	比較表-227	相違理由にて（柏崎と同様）とした箇所について、東海第二欄に女川の記載を追記する。 【女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）より引用】 柏崎刈羽：・一斗缶（約18L）及びポリ容器（約20kg）以下
27	有毒ガス防護	—	比較表-335	相違理由にて記載内容の相違とした箇所について、（島根とは相違無し）を追記し、東海第二欄に島根の記載を追記する。 【島根原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和3年9月6日提出版）より引用】 なお、緊急時制御室の運転員に対する防護については、特定重大事故等対処施設に関連するため、別途説明する。
28	有毒ガス防護	—	比較表-340	相違理由にて記載内容の相違とした箇所について、（島根とは相違無し）を追記し、東海第二欄に島根の記載を追記する。 【島根原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和3年9月6日提出版）より引用】 本規則改正に伴う設置許可基準規則での関係条文を整理した結果を添付資料1に示す。 有毒ガス防護に係る規則等の改正の関係条文は、～（以下省略）」
29	有毒ガス防護	—	比較表-341	相違理由にて記載内容の相違とした箇所について、（島根とは相違無し）を追記し、東海第二欄に島根の記載を追記する。 【島根原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和3年9月6日提出版）より引用】 その他の関係条文については、発電用原子炉施設、設計基準対象施設または安全施設全般に関係するものであるが、添付資料1に示すとおり、有毒ガス防護に係る対応においての設備の変更はない。
30	有毒ガス防護	—	比較表-347	相違理由にて記載内容の相違とした箇所について、（島根とは相違無し）を追記し、東海第二欄に島根の記載を追記する。 【島根原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和3年9月6日提出版）より引用】 ※：新規基準適合性審査のうち、設計基準対象施設の各条文の審査にて適合性を示す。